

原動機付自転車・小型特殊自動車の申告に必要な書類一覧

○届け出先は、**米子市市民生活部市民税課**(市役所本庁舎2階21番窓口)または**淀江支所地域生活課**です。

○申告の際には、運転免許証など住所・氏名が確認できるものをお持ちください。なお、令和4年10月1日以降、各種申告書への押印は不要となっております。

○学生や単身赴任等でバイク等を登録する住所に住民登録がない場合は、現住所が確認できるものと、住民登録地が確認できるものが必要です。

申告に必要なもの 申告区分		販売証明書 ※1	譲渡証明書 ※2	廃車証明書 (廃車申告受付書)	標識交付証明書 ※3	ナンバープレート	備考
ナンバープレートの交付	新車(中古車)を購入したとき	○					
	名義変更(市外から譲受)		○	○	○	○	廃車申告済みのとき 未廃車のとき ※4
	住所異動(市外から転入)			○	○	○	廃車申告済みのとき 未廃車のとき ※4
	標識の再交付を受けたいとき				○	△	破損した標識(ナンバープレート)があれば持参 ※弁償金(300円)がかかります
ナンバープレートの返還	廃車したとき				○	○	※一時不使用を理由とした廃車はできません
	名義変更(市外へ譲渡)				○	○	
	住所異動(市外へ転出)				○	○	
変更	米子市内で名義変更したとき		○		○		
	米子市内で住所を変えたとき				○		
	氏名が変わったとき				○		
盗難に遭うなど車両が使用できない状態になったとき					○		警察に盗難届を提出し、届出警察署、届出年月日、被害年月日、受理番号を記載し後申告ください

※1 『販売証明書』は、販売店の名称・所在地、車台番号、排気量、車名(メーカー名)の記載があるものです。

※2 『譲渡証明書』は、譲る人の住所・氏名、譲られる人の住所・氏名、車台番号、排気量、車名(メーカー名)の記載があるものです。

◎ 『販売証明書』・『譲渡証明書』は登録・名義変更の申告書(軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書)の様式の中にもあります。

※3 『標識交付証明書』は、あれば持参してください。(無くても手続きは可能です。)

※4 ナンバープレートを他市に返納できない市区町村もありますので、あらかじめプレートの交付を受けた市区町村にお問い合わせください。

○排気量を変更した場合

バイク等の排気量を変更した場合は、通常の登録に必要な書類の他に「排気量変更の理由書」の提出が必要になります。

【問い合わせ先】

米子市加茂町一丁目1番地

米子市市民生活部市民税課 税制担当

TEL0859-23-5111